

小児救急電話相談の 実施曜日(土曜日)の 拡大について

道では、これまでの平日（午後7時～午後11時）に加えて、平成20年4月5日から土曜日（午後7時～午後11時）も小児救急電話相談事業を行うことにしましたので、お知らせいたします。

【小児救急電話相談事業】

夜間における子供の急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行っています。

■電話番号

011-232-1599（プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。）

■相談実施日時

月曜日～金曜日までの午後7時から午後11時まで（祝日及び年末年始（12/29～1/3）は除きます。）



【平成20年4月5日から】

月曜日～土曜日までの午後7時から午後11時まで（祝日及び年末年始（12/29～1/3）は除きます。）

■ご利用にあたっての注意事項

医師が直接診察して治療を行うものではなく、あくまで電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。

竜巻注意情報の発表開始について

気象庁では、平成20年3月26日から「竜巻注意情報」の発表を開始しました。

この竜巻注意情報は、雷注意報を発表しているときに、竜巻のような激しい突風の吹く恐れが一段と高まったときに、発表するものです。

この竜巻注意情報を発表するときには、必ず雷注意報をその前に発表しており、「竜巻などの非常に強い突風の吹く可能性が出てきましたので、雷注意報が発表されている地域では一段と注意してください」と皆さんにお知らせするものです。なお、竜巻などの激しい突風は寿命がととても短いため、竜巻注意情報の有効時間は1時間としています。お住まいの地域に雷注意報が発表されていて、竜巻注意情報が発表されたら1時間程度は竜巻などに注意してください。

みなさん一人ひとりが竜巻に出会う確率は非常に小さいのですが、ひとたび竜巻などに遭遇すると、命にかかわる被害をもたらす場合があります。

ちょっとした注意や行動が、自分自身の命を守ることにつながりますので、竜巻注意情報が発表されたときには、付近の空の様子を確認していただくようお願いします。特に、大勢の人が集まる屋外での行事や高い所で作業される方などは安全確保に時間を要する場合がありますので、早めの避難開始に心がけていただきたいと思います。

■本件に関する問い合わせ先：旭川地方気象台防災業務課

☎0166-32-7102



自動車税の納入期限は6月2日(月)です

自動車税は毎年4月1日の所有者(使用者)の方に納めていただく道税です。必ず納期限内に納めましょう。

納税通知書は5月7日に発送しますが、納税通知書が届かない方は留萌支庁税務課までご連絡願います。

平成20年度の自動車税納税通知書(バーコードが印字されているもの)は、従来の金融機関のほか、指定のコンビニエンスストアから納税することも出来ます。

■問い合わせ先：留萌支庁税務課 ☎0164-42-8416